

福岡県公報

令和六年四月十六日
第四百八十八号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第十三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和六年四月十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 福岡市(東区)の表中

介護医療院東福岡和仁会	〃	〃	奈多一・四・一	を
介護医療院東福岡和仁会	〃	〃	奈多一・四・一	
原土井病院介護医療院	〃	〃	青葉六・四〇・八	に改める。
みどりの介護医療院	〃	〃	名子一・一八・九	